

四日市市告示第3号

6次産業化の取組に係る農業センター農産物加工室の利用の手続等に関する要綱を次のように定める。

令和6年1月5日

四日市市長 森 智 広

6次産業化の取組に係る農業センター農産物加工室の利用の手続等に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の6次産業化の取組に係る四日市市農業センター農産物加工室（以下「加工室」という。）の利用に関し、四日市市農業センター条例（昭和32年3月30日条例第7号。以下「条例」という。）及び四日市市農業センター条例施行規則（令和5年規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(この要綱の対象)

第2条 次に掲げる目的のために加工室を利用しようとする個人又は団体（以下「利用対象者」という。）は、条例及び規則のほか、この要綱の規定の適用を受けるものとする。

(1) 加工室を利用して農産物加工品の製造又は加工を行い、その加工品に付加価値をつけて販売（試作品の販売を含む。）する目的

(2) 農産物加工品に付加価値をつけて販売するため、加工室を利用してその試作（試作品の販売をする場合を除く。）を行う目的

(食品衛生法に基づく営業許可の申請等の手続)

第3条 市長は、利用対象者が加工室を利用して農産物加工品の製造又は加工を行うために食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）に基づく許可申請又は届出が必要となる場合には、条例第5条第1項の規定による使用の許可をする前に、その者に対し、農業センター農産物加工室利用承諾書（第1号様式。以下「承諾書」という。）を交付することができる。

2 承諾書の交付を希望する利用対象者は、農業センター農産物加工室利用承諾申請書（第2号様式）に誓約書（第3号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、利用を承諾することに決定

したときは、承諾書を交付し、利用を承諾しないことに決定したときは、農業センター農産物加工室利用不承諾通知書（第4号様式）を交付するものとする。

- 4 承諾書の交付を受けた者は、加工室を利用して農産物加工品の製造又は加工を行うために必要な法に基づく許可申請又は届出のために、承諾書を利用することができる。

（使用許可の手続）

第4条 利用対象者が、加工室の使用の許可を受けようとするときは、規則第4条第1項に規定する四日市市農業センター使用許可申請書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号の目的のために加工室を利用しようとする場合

- ア 法に基づく営業許可証又は営業届出書の写し
- イ 食品衛生責任者養成講習会修了証書、調理師又は栄養士等の資格（以下「食品衛生関連公的資格」という。）証明書、食品衛生責任者選任誓約書の写し
- ウ 製品販売届出書（第5号様式）

- (2) 第2条第2号の目的のために加工室を利用しようとする場合

- ア 試作に係る農産物加工品の製造・加工計画書（第6号様式）

（使用許可の要件）

第5条 市長は、前条に規定する加工室の使用の許可については、条例及び規則に定める要件のほか、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件を満たしている場合に限り、許可するものとする。

- (1) 第2条第1号の目的のために加工室を利用しようとする場合

- ア 前条に定める方法により、四日市市農業センター使用許可申請に係る加工室の利用について、法に基づく営業許可等の手続を完了していること。
- イ 食品衛生責任者又は食品衛生関連公的資格を取得していること（団体の場合は、当該団体に食品衛生責任者又は食品衛生関連公的資格を取得している者を置いていること）。

- (2) 第2条第2号の目的のために加工室を利用しようとする場合 食品衛生に係る基本的な知識を有しており、農産物加工品に関する製造・加工計画が策定されていること。

- 2 加工室の1個人又は1団体での利用日数は、1カ月当たり6日以内、連続5日以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（遵守事項）

第6条 第4条に規定する加工室の使用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、加工室の利用にあたって、条例及び規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 加工室の設備（以下「設備」という。）の衛生責任及び衛生管理は、その日の利用者が負うものとし、製造又は加工の前後には設備等の洗浄、消毒等を徹底し、食中毒等の事故（以下「事故等」という。）が発生しないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 加工室への入室者は最少の人数とすること。
- (3) 設備等は、加工室内で利用し、外部へ持ち出さないこと。
- (4) 加工室に持ち込む材料等は、使用許可期間内に必要なもののみとし、利用者の責任において管理すること。
- (5) 設備等の使用中に故障又は異常に気付いたときは、速やかに農業センター職員に連絡し、指示を受けること。
- (6) 作業終了後は、機器を丁寧に洗浄し器具消毒保管庫等に入れ、加工室の清掃等を行うとともに、加工品、持ち込んだ材料及び機材並びに食品加工等で発生した加工残渣及び廃棄物等は利用者の責任で処分すること。
- (7) 加工室の利用終了後は、衛生管理簿に当日の利用状況等を記入し、農業センター職員の確認を受けること。
- (8) 加工室の利用は、1日当たり1個人又は1団体での専有利用とすること。
- (9) 加工室の衛生状況を他の利用者と共有し、事故等が起こらないようにすること。

（各種届出）

第7条 利用者は、地位継承、廃業又は各種変更事由が発生した場合は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に基づき、速やかに必要な手続きを行うとともに、市長へ報告しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、第2条に規定する目的に応じた加工室の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課農業センター)

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

農業センター農産物加工室利用承諾書

年 月 日付けで申請のあった申請について、次の事項を守ることを条件に加工室の利用を承認します。

- 1 関係法令、条例、規則及び6次産業化の取組に係る農業センター農産物加工室の利用の
手続等に関する要綱等を遵守すること。
- 2 あらゆる行政処分等を真摯に受け止め、誠実かつ迅速に対応すること。
- 3 保健所への手続き後、営業許可証又は営業届出書の写し及び食品衛生責任者養成講習会
修了証書等（食品衛生責任者選任誓約書を含む。）の写しを提出すること。
- 4 廃業した場合は、速やかに関係機関へ廃業届等を提出すること。
- 5 地位継承した場合は、速やかに関係機関へ地位継承届等を提出すること。
- 6 各種変更（申請者氏名、住所、食品衛生責任者等）をした場合は、速やかに関係機関へ変
更届等を提出すること。

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
団体名
氏名（代表者）
連絡先 — —

農業センター農産物加工室利用承諾承認申請書

農業センター農産物加工室の利用承認を受けたいので、6次産業化の取組に係る農業センター農産物加工室の利用の手続等に関する要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 製造するもの

()

2 営業許可取得又は営業届出の予定の業種（該当するものに○を記入）

(1) 営業許可予定業種

菓子製造業

アイスクリーム類製造業

そうざい製造業

(2) 営業届出予定業種

農産保存食料品製造・加工業（ジャム、乾燥野菜、水煮等）

その他の食料品製造・加工業（ ）

年 月 日

誓約書

四日市市長

私は、加工室の利用（共同利用も含む。）に関して、次の事項を厳守することを誓います。

- 1 関係法令、条例、規則及び6次産業化の取組に係る農業センター農産物加工室の利用の手続等に関する要綱等を遵守すること。
- 2 加工室の利用は、市長が指定する業種を基本とし、利用に必要な食品衛生法に基づく手続きを行うとともに、食品営業賠償共済等の賠償責任保険の加入に努めること。
- 3 加工室を利用する場合は、1日当たり1個人又は1団体での専有利用を厳守すること。
- 4 使用日は、市と調整し、利用後は衛生管理簿に記入し、市長へ報告すること。
- 5 加工室の衛生管理に十分注意を払い、利用後は加工室及び機械器具等の衛生を保つように洗浄消毒を徹底すること。

また、製造・加工の前には、事故防止のために機械器具等の洗浄消毒を行うこと。

- 6 レトルト食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品）を製造する場合は、食品衛生法に基づき、定められた製品基準を遵守し、成分規格に適合していることを確認すること。
- 7 共同利用する相手方が別途加工室を利用して事故等を発生させ、行政処分を受けた場合は、共同利用者は、二次被害防止のため加工商品の回収等に協力するほか、営業停止期間中は加工室を利用しないこと。

また、利用者の責任により事故等を発生させた場合は、それに伴う損害賠償等を市長へ請求しないこと。

- 8 利用者は、あらゆる行政処分等を真摯に受け止め、誠実かつ迅速に対応すること。

申請者 住所

団体名

氏名（代表者）

印

食品衛生責任者
（選任予定者）

印

第4号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

農業センター農産物加工室利用不承諾通知書

年 月 日付であった申請について、次の理由により承諾しないことを決定したので、6次産業化の取組に係る農業センター農産物加工室の利用の手續等に関する要綱第3条の規定により通知します。

不承諾の理由

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
団体名
氏名（代表者）
連絡先

製品販売届出書

次のとおり、製造した製品を販売したいので届け出ます。

営業許可業種 又は 営業届出業種 ※	菓子製造業・アイスクリーム類製造業・そうざい製造業
	農産保存食料品製造・加工業（ジャム、乾燥野菜、水煮等） その他の食料品製造・加工業（ ）
商 品 名	
原 材 料 名	
調 理 方 法	
現 物 写 真	
備 考	

※ 該当するものに○を記入

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
団体名
氏名（代表者）
連絡先

試作に係る農産物加工品製造・加工計画書

加工原料農産物名	
試作予定加工品名	
製造・加工予定数量	
製造・加工方法	
使用予定加工機器	
使用予定資材	
使用予定調味料等	
製造・加工従事者	